

教保体第811号
令和5年8月4日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各教育事務所（支所）長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

危機管理マニュアルの点検結果について（通知）

標記の件につきまして、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添（写）のとおり通知がありました。

つきましては、点検結果について確認するとともに、紹介されている好事例などを参考に、全国で相次いで発生している事件を踏まえ、今後の不審者対応について検討くださるようお願いいたします。

なお、「危機管理マニュアル」は、学校保健安全法第29条により各学校園での作成が義務付けられております。本県においてはすべての学校園において作成済みとなっておりますが、「不審者侵入に関わる防犯対策や不審者侵入防止の3段階のチェック体制」について記載が無い場合などは、令和5年度中に修正を行うようお願いいたします。

市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校園等への周知につきまして御配意くださるようお願いいたします。

担 当：県立学校部保健体育課
健康教育・学校安全担当 阿久津広真
電 話：048-830-6964
Email：a6960-01@pref.saitama.lg.jp



本事務連絡は、各学校の危機管理マニュアルの点検結果についてお知らせし、それを踏まえたマニュアルの見直しと今後の不審者対応の検討について依頼するものです。



事 務 連 絡
令和 5 年 7 月 2 8 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

危機管理マニュアルの点検結果について

本年 3 月、埼玉県戸田市の中学校に刃物を持った不審者が侵入し、教員に危害を加えるという事件の発生を受け、文部科学省では、令和 5 年 3 月 17 日付け事務連絡「不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について」により、各学校（認定こども園を含む）の危機管理マニュアルについて、各学校の設置者に点検を依頼していたところですが、この度、点検結果について別紙 1 のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

今回の点検の結果、令和 5 年 7 月 12 日までに回答のあった、全国 48,485 の学校の内、98.7%の学校が危機管理マニュアルを作成しており、この内、不審者侵入に関わる防犯対策を記載している学校は、95.9%でした。さらに、この内、3段階のチェック体制まで記載している学校は、59.6%にとどまりました。

本年 7 月 6 日には、宮城県栗原市の小学校において、軽トラックを運転して無施錠の通用口から学校敷地内に侵入してきた不審者が、児童に車両を衝突させる事件が発生しております。これにつきましては、令和 5 年 7 月 10 日付け事務連絡「事件・事故情報の共有・注意喚起について（小学校への不審者（不審車両）侵入事案の発生について）」において注意喚起をしております。その他、5 月 25 日には、長野県長野市の小学校、7 月 26 日には、大阪府富田林市の中学校に不審者が侵入する事件が発生するなど、学校への不審者侵入事案が相次いで発生しておりますので、改めて、今、管下の学校で、類似事案が起り得る状況にないか、という視点で対策の確認をお願いします。

危機管理マニュアル（危険等発生時対処要領）については、学校保健安全法第 29 条により、各学校での作成が義務づけられております。未作成の学校においては、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」や「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」等を参考に、確実に作成するようお願いします。また、不審者侵入に関わる防犯対策や不審者侵入防止の 3 段階のチェック体制について記載が無い場合など危機管理マニュアルの修正が必要な場合には、別紙 2 に沿って、令和 5 年度中に修正を行うようお願いします。なお、取組の好事例について別紙 3 のとおり紹介いたしますの

で、御参考としてください。今回の点検結果の改善状況については、令和6年度に実施予定の「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」において調査する予定です。

文部科学省では、不審者の学校侵入防止対策を強化するため、令和5年度から令和7年度までの間、防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等の整備について、補助事業を拡充しております（別紙4、別紙5）。今後、事業募集がある際には、別途担当課よりお知らせする予定です。本事業も活用して学校の安全確保に努めていただくようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては域内の指定都市を除く市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人及び学校に対し、国公立大学担当課におかれては附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対し、周知されるようお願いいたします。

【問合せ先】

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
TEL: 03-5253-4111(内線: 2695)
E mail : anzen@next.go.jp

危機管理マニュアル点検結果 ※1

	設置区分	調査対象校	① 危機管理マニュアルを作成している学校		② 不審者侵入に関する防犯対策を記載している学校		③ ②のうち3段階のチェック体制を記載している学校	
			数	(%)	数	(%)	数	(%)
幼稚園 ※2	国立	48	48	(100.0%)	46	(95.8%)	34	(73.9%)
	公立	2,440	2,424	(99.3%)	2,349	(96.9%)	1,510	(64.3%)
	私立	5,027	4,752	(94.5%)	4,276	(90.0%)	2,309	(54.0%)
	合計	7,515	7,224	(96.1%)	6,671	(92.3%)	3,853	(57.8%)
幼保連携型認定こども園	国立	0	0	(—)	0	(—)	0	(—)
	公立	1,145	1,080	(94.3%)	1,074	(99.4%)	579	(53.9%)
	私立	5,385	5,250	(97.5%)	4,938	(94.1%)	2,653	(53.7%)
	合計	6,530	6,330	(96.9%)	6,012	(95.0%)	3,232	(53.8%)
小学校	国立	65	65	(100.0%)	64	(98.5%)	46	(71.9%)
	公立	18,227	18,185	(99.8%)	17,804	(97.9%)	11,274	(63.3%)
	私立	217	214	(98.6%)	202	(94.4%)	133	(65.8%)
	合計	18,509	18,464	(99.8%)	18,070	(97.9%)	11,453	(63.4%)
中学校	国立	66	66	(100.0%)	66	(100.0%)	45	(68.2%)
	公立	8,884	8,860	(99.7%)	8,611	(97.2%)	5,326	(61.9%)
	私立	662	640	(96.7%)	556	(86.9%)	328	(59.0%)
	合計	9,612	9,566	(99.5%)	9,233	(96.5%)	5,699	(61.7%)
義務教育学校	国立	5	5	(100.0%)	5	(100.0%)	4	(80.0%)
	公立	194	194	(100.0%)	191	(98.5%)	111	(58.1%)
	私立	1	1	(100.0%)	1	(100.0%)	0	(0.0%)
	合計	200	200	(100.0%)	197	(98.5%)	115	(58.4%)
高等学校	国立	17	17	(100.0%)	17	(100.0%)	9	(52.9%)
	公立	3,619	3,611	(99.8%)	3,409	(94.4%)	1,731	(50.8%)
	私立	1,256	1,203	(95.8%)	1,054	(87.6%)	588	(55.8%)
	合計	4,892	4,831	(98.8%)	4,480	(92.7%)	2,328	(52.0%)
中等教育学校	国立	4	4	(100.0%)	3	(75.0%)	2	(66.7%)
	公立	34	34	(100.0%)	33	(97.1%)	19	(57.6%)
	私立	14	12	(85.7%)	11	(91.7%)	7	(63.6%)
	合計	52	50	(96.2%)	47	(94.0%)	28	(59.6%)
特別支援学校	国立	43	43	(100.0%)	42	(97.7%)	25	(59.5%)
	公立	1,118	1,116	(99.8%)	1,094	(98.0%)	581	(53.1%)
	私立	14	13	(92.9%)	13	(100.0%)	5	(38.5%)
	合計	1,175	1,172	(99.7%)	1,149	(98.0%)	611	(53.2%)
全体合計	48,485	47,837	(98.7%)	45,859	(95.9%)	27,319	(59.6%)	

※1 令和5年7月12日までに回答があったものについて取りまとめたもの

※2 幼稚園には、幼稚園型認定こども園を含む

不審者侵入の防止の3段階のチェック体制

段階	具体的な方策（例）
A 校門	校門の活用方法、校門の施錠管理、校門の利用箇所・利用時間の指定、防犯カメラ、来訪者向け案内等
B 校門から校舎への入り口まで	来訪者の校舎の入口や受付への案内・誘導・指示、通行場所の指定、死角の排除等
C 校舎への入り口	入口や受付の指定・明示、受付での来訪者の確認、名札の着用等

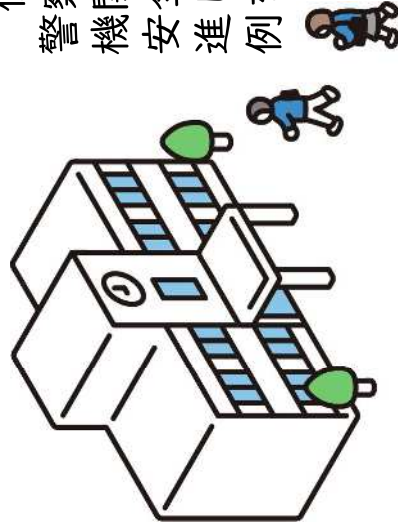
※ 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省、令和3年6月）解説編 P27、サンプル編 P25 も参照ください。

※ なお、「A 校門」について、例えば門扉が無い場合等、施錠や防犯カメラの設置が物理的に不可能である場合等においては、別紙3も参考として当該学校・地域の実情を踏まえた防犯対策を実施することとし、その旨を危機管理マニュアルにも記載してください。

※ 上記の「具体的な方策（例）」はあくまで例示であり、各学校において効果的な防犯対策は、施設設備の状況や地域の状況により異なるため、実情を踏まえた何らかの防犯対策を実施することとし、その旨を危機管理マニュアルに記載してください。

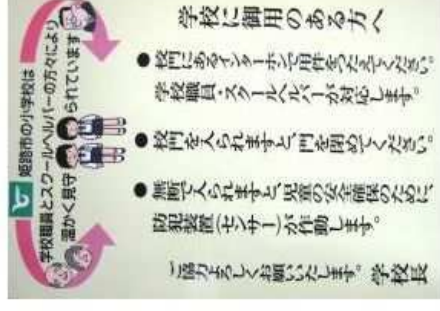
安全な学校づくり

保護者、地域住民、警察などの関係（者）機関との連携を図って安全な学校づくりを推進している全国の好事例を紹介します。



地域ボランティアによる見守り ～兵庫県姫路市スクールヘルパー制度～

各学校や地域の実情に合わせ、保護者や地域の皆さんが「学校安全ボランティア」として、校門での立ち番や校内巡回、インターホン等への対応など、児童を守り、安全で楽しく、より開かれた学校となるよう、組織的な取組を行っています。



不審者に言い訳をさせない来校者対策 ～神奈川県藤沢市来校者誘導ライン～

来校者誘導ラインは、来校者の受付への誘導と同時に不審者の「受付に行こうとして道に迷ってしまった」という言い訳を防ぐ目的で描いています。万が一、来校者を装い校門から入っても、ラインから外れるだけで、それを不審な行動として、子どもでも判断出来るように工夫しています。



市内55校全てに、校門から校舎玄関まで目立つオレンジ色で描いています。

学校敷地内へ警ら箱の設置 ～岡山県倉敷警察署～

警ら箱は交番や駐在所の署員がパトロールで訪れる巡回場所を示すものです。倉敷警察署では、管内の全ての小学校に設置しています。



事務連絡
令和5年4月3日

各都道府県教育委員会施設主管課 御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課

不審者の侵入事案を受けた学校施設環境改善交付金における
防犯対策に係る制度改正の詳細及び地方財政措置について

令和5年3月17日付け事務連絡にて、埼玉県戸田市の中学校に刃物を持った不審者が侵入し、教員に危害を加えるという事件の発生を受け、学校施設環境改善交付金（以下「交付金」という。）において、防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等の整備について、令和5年度から令和7年度までの間、集中的な支援を行うこととしている旨お伝えさせていただいたところです。

この度、交付金の制度改正の詳細について別添1のとおり、また地方財政措置について別添2のとおり決定しましたので、御連絡させていただきます（なお、別添1の内容については、令和5年3月17日付け事務連絡別添2にて御連絡していた案と同様です）。防犯対策の強化のために必要な施設整備について、交付金の活用を含め、積極的に御検討いただきますようお願いいたします。

本件については、関係する域内市区町村（指定都市を含む。）教育委員会に対しても、適切に周知いただくよう併せてお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課
（制度改正等について） 予算総括係（内線 3769）
（今後の執行について） 整備計画係（内線 2462）
Tel:03-5253-4111

大規模改造（特別防犯対策施設整備工事）事業
（学校施設環境改善交付金）

1. 算定割合

1 / 2

※対象工事費 下限額 100万円

上限額 1,000万円

2. 対象校

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園

3. 工事内容

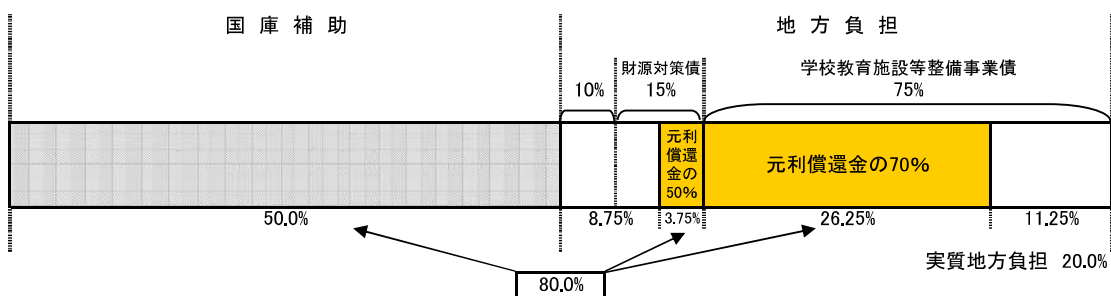
- ・校門等と管理諸室を繋ぐインターホン設備やオートロック（遠隔施開錠制御等）等の設置に伴う工事
- ・防犯監視システムや通報設備の設置に要する経費及びその関連工事など、大規模改造（防犯対策施設整備工事）事業と同様

4. 補助時限

令和7年度まで（令和5年度から）

大規模改造(特別防犯対策施設整備工事)事業に係る地方財政措置

【公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園】



各都道府県私立学校主管課長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学助成課長

八 田 和 嗣

令和 5 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費
（私立高等学校等施設高機能化整備費））の事業募集に係る留意事項について

日頃より、私立学校施設整備に御尽力いただきありがとうございます。

令和 5 年度私立学校施設整備事業については、令和 5 年 2 月 1 日付け 4 高私助第 24 号において事業募集をしているところでありますが、先般、埼玉県戸田市の中学校に不審者が侵入し、教員に危害を加えるという事件の発生を受け、防災機能強化施設整備事業のうち、「安全管理対策（防犯対策）」について、これまでの取り組みに加え、下記のとおり、補助率の嵩上げ等を行うこととしたのでご連絡します。

各都道府県におかれましては、応募にあたり留意くださいますよう各学校法人に対して周知願います。

記

拡大対象となる事業：防災機能強化施設整備事業（安全管理対策（防犯対策））

拡大対象となる学校：小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校

補助率：1 / 2 以内

下限額及び上限額：1 0 0 万円から 1, 0 0 0 万円

提出方法：様式 6 - 1 ~ 3 に記載すること（令和 5 年 2 月 1 日付け 4 高私助第 24 号による）

※上記以外の事業は、従前どおり（補助率は 1 / 3 以内、上限額は 2 億円、下限額は 4 0 0 万円）。

詳細は、別紙をご覧ください、

【提出先及び問合せ先】

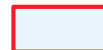
文部科学省高等教育局私学部私学助成課助成第二係 中塚、齋藤、對木

TEL : 03-5253-4111 (内線2746)

E-mail : josei2@mext.go.jp

○ 私立学校施設整備における各事業の補助対象事業経費の下限額及び上限額(小学校～高校等)

対象学校:小学校、中学校、高等学校、中等教育学校(前期課程、後期課程)、
特別支援学校(幼稚部、小学部、中学部、高等部)



・・・募集対象事業

補助対象事業		下限額	上限額	
施設高機能化整備事業	① 教育の情報化に関連した教室等の改造工事	・教室の情報化に関連した校内LAN整備 1校あたり250万円以上	1校あたり3,000万円以下	
		・情報教室、その他通常の授業で使用する教室の情報化に伴う改造工事 1校あたり1,000万円以上 (ICT事業300万円以上)	実施事業の補助対象経費の合計額が1校あたり2億円以下	
	② 特別教室及び多目的室、図書室の整備	1校あたり1,000万円以上 (ICT事業300万円以上)		
	③ 校舎等のバリアフリー化整備	1校あたり300万円以上		
④ カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備	1校あたり400万円以上 (改造費が300万円以上)			
防災機能強化施設整備事業	⑤ 耐震補強工事	1校あたり400万円以上	なし	
	⑥ 非構造部材の耐震対策工事	なし	1校あたり2億円以下	
	⑦ 防災機能強化事業	・備蓄倉庫等、避難経路、屋外防災施設の整備、⑤と一体で整備する自家発電設備	なし	1校あたり2億円以下
		・自家発電設備の単体整備	1校あたり200万円以上	1校あたり500万円以下
	⑧ 安全管理対策(防犯)【補助率1/3】	1校あたり400万円以上	1校あたり2億円以下	
	追加⑧-2 安全管理対策(防犯)【補助率1/2】 対象学校:小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	1校あたり100万円以上	1校あたり1000万円以下	
	⑨ 安全管理対策(アスベスト)	なし	なし	
	⑩ 耐震改築工事	なし	なし	
	⑪ 津波移転改築工事	なし	なし	
	⑫ 特別支援学校の老朽改築工事	なし	なし	
エコキャンパス推進事業	⑬ 新エネルギー活用型	1校あたり1,000万円以上	実施事業の補助対象経費の合計額が1校あたり2億円以下	
	⑭ 省エネルギー型・省資源型	1校あたり1,000万円以上		
	⑮ 木材利用型	1校あたり1,000万円以上		
	⑯ 緑化推進型	・建物緑化	1校あたり500万円以上	1校あたり1,000万円以下
・屋外緑化		1校あたり500万円以上	1校あたり1,000万円以下	
・グラウンド芝生化(暗渠排水、表面排水、芝張り等を一体で整備するものを対象)		1校あたり2,000万円以上	1校あたり9,000万円以下	
施設環境改善事業	⑰ トイレ改修工事	1校あたり200万円以上	1校あたり2億円以下	
	⑱ 空調設備等工事	1校あたり200万円以上	1校あたり2億円以下	

※⑤のうち、耐震診断費のみの事業については、下限額と上限額はなし。

4. 防災機能強化施設整備事業(安全管理対策(防犯対策))【補助率 1/3】

【1】補助対象工事等

- ・ 安全対策上問題があるとされる施設について、安全対策のために行う改造工事費及び実施設計費とし、改造工事に伴い当該施設と一体で安全対策設備の整備を行う場合にはその経費を対象とすることができる。なお、改造工事又は新たな施設の設置(守衛所等建物の新築及び増築を除く。)を行うことにより、安全対策上の機能が向上すると認められなくてはならない。
- ・ 補助対象事業経費の限度額(1学校あたり)は**400万円以上 2億円以下**とする。(限度額を超える金額は学校法人負担)なお、各学校の共用等による按分、補助対象外経費の除外等によって、1学校あたりの補助対象事業経費が400万円を下回った場合は補助対象外の扱いになるので注意すること。
- ・ 補助対象実施設計費は補助対象工事に係る設計費とする。

【2】補助対象外となるもの

- ・ 完成年度を超えていない私立学校に係る経費。
- ・ 他の国庫補助を受ける事業に係る経費。
- ・ 増改築、増床工事に係る経費。
- ・ 改造工事を行わずに設備を整備する場合。

【3】補助対象施設

安全対策上問題があるとされる施設で、教育施設等のほか、給食施設、倉庫及びボイラー・電気・機械設備等が設置されている施設(学校法人が法人部門として管理している建物を除く。)とする。

【4】補助対象事業

(ア)安全対策のために行う施設工事

- ・ 管理諸室の配置換え及びそれに伴う改造工事
- ・ 普通教室、特別教室を含む安全対策上必要な部屋の配置換え及びそれに伴う改造工事
- ・ 門やフェンス等の設置・改修工事
- ・ その他安全対策のために必要と認められる工事

(イ)安全対策設備

防犯監視システムや通報設備の設置工事。

なお、改造工事を行わずに安全対策設備を設置する場合は対象外。

(ウ)補助対象となる施設工事の種類

安全対策のために行う施設工事は、おおむね次のような種類の工事とする。なお、建物の新築・増築とみなされる工事に要する経費や、通常の維持・管理とみなされる経費は補助対象外とする。

- ・ 建築・建具工事
- ・ 空調設備工事
- ・ 照明設備工事
- ・ 電気設備工事
- ・ 防音・断熱対策工
- ・ LAN工事
- ・ 給排水・ガス設備工事
- ・ 塗装工事
- ・ 仮設建物工事(リース料)

【5】補助率

安全対策工事(実施設計費を含む)及び安全対策設備に要する経費の合計の**1/3**以内。

4-2. 防災機能強化施設整備事業(安全管理対策(防犯対策)) 【補助率 1/2】

【1】補助対象工事等

- ・ 安全対策上問題があるとされる施設について、安全対策のために行う改造工事費及び実施設計費とし、改造工事に伴い当該施設と一体で安全対策設備の整備を行う場合にはその経費を対象とすることができる。なお、改造工事又は新たな施設の設置(守衛所等建物の新築及び増築を除く。)を行うことにより、安全対策上の機能が向上すると認められなくてはならない。
- ・ 補助対象事業経費の限度額(1学校あたり)は100万円以上 1,000万円以下とする。(限度額を超える金額は学校法人負担)
- ・ 補助対象実施設計費は補助対象工事に係る設計費とする。

【2】補助対象外となるもの

- ・ 完成年度を超えていない私立学校に係る経費。
- ・ 他の国庫補助を受ける事業に係る経費。
- ・ 増改築、増床工事に係る経費。
- ・ 改造工事を行わずに設備を整備する場合。

【3】補助対象施設

安全対策上問題があるとされる施設で、教育施設等のほか、給食施設、倉庫及びボイラー・電気・機械設備等が設置されている施設(学校法人が法人部門として管理している建物を除く。)とする。

【4】補助対象事業

(ア)安全対策のために行う施設工事

- ・ 管理諸室の配置換え及びそれに伴う改造工事
- ・ 普通教室、特別教室を含む安全対策上必要な部屋の配置換え及びそれに伴う改造工事
- ・ 門やフェンス等の設置・改修工事
- ・ その他安全対策のために必要と認められる工事

(イ)安全対策設備

防犯監視システムや通報設備の設置工事。

なお、改造工事を行わずに安全対策設備を設置する場合は対象外。

(ウ)補助対象となる施設工事の種類

安全対策のために行う施設工事は、おおむね次のような種類の工事とする。なお、建物の新築・増築とみなされる工事に要する経費や、通常の維持・管理とみなされる経費は補助対象外とする。

- ・ 建築・建具工事
- ・ 空調設備工事
- ・ 照明設備工事
- ・ 電気設備工事
- ・ 防音・断熱対策工
- ・ LAN工事
- ・ 給排水・ガス設備工事
- ・ 塗装工事
- ・ 仮設建物工事(リース料)

【5】補助率

安全対策工事(実施設計費を含む)及び安全対策設備に要する経費の合計の1/2以内。